

# 兵庫県公報

平成27年5月26日 火曜日 第2699号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 指定居宅サービス事業者の指定の取消し（介護保険課）	1
○ 指定居宅介護支援事業者の指定の取消し（同）	1
○ 旅館業法施行条例第7条に基づく構造設備の基準の緩和（生活衛生課）	2
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更認可（農地整備課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 中播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	3
○ 平成9年兵庫県告示第194号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	4
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 同 上（同）	9
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	9

## 告 示

### 兵庫県告示第459号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成27年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

訪問介護

事業（開設者）名称	事業所名称	事業所所在地	取消年月日
株式会社進藤ライフデザイン	みなとケアサポート	小野市敷地町596番地1	平成27年3月31日



### 兵庫県告示第460号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者の指定を取り消した。

平成27年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

居宅介護支援

事業（開設者）名称	事業所名称	事業所所在地	取消年月日
株式会社進藤ライフデザイン	居宅介護支援センター みなと	小野市敷地町596番地1	平成27年3月31日

兵庫県告示第461号

厚生労働省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・厚生労働省令第3号）に規定する歴史的建築物利用宿泊事業の用に供する施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設に限る。以下「歴史的建築物等」という。）及び同条第4項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設（同令本則第1号に規定する条例で定める建築物であって、歴史的建築物等と一体不可分に営業するものに限る。）に係る旅館業法施行条例（昭和39年兵庫県条例第63号）第2条に規定する営業施設の構造設備の基準について、同条例第7条の規定により、次のように緩和し、平成27年5月26日からその効力を生ずることとした。

平成27年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第70号。以下「規則」という。）別表第2の1の2及び別表第3の1の2の基準
  - 規則別表第1の1の2の(8)に規定する寝室に設ける採光窓については、建物の構造上、設置が困難な場合は、当該寝室の床面積の8分の1以上の面積とすることを要しないものとする。
- 2 規則別表第2の3及び別表第3の2の基準
  - 規則別表第1の3の(1)に規定する浴室の構造については、客室の浴室以外の部分と浴室の間に限り、見通すことができるものであって見通しを遮る設備を付設した構造によることができるものとする。
- 3 規則別表第2の5及び別表第3の4の基準
  - (1) 規則別表第1の5の(2)に規定する便所の流水式手洗設備については、客室に設けられた便所にあつては、客室に設置された洗面設備が位置関係により便所の手洗設備を兼用できる場合は、当該洗面設備を便所の流水式手洗設備とみなすことができるものとする。
  - (2) 規則別表第1の5の(6)のイに規定する共用の便所の便器の個数については、定員が30人までの場合においては、1個に定員が1人を超える部分が5人に達するごとに1個を加算した個数以上とする。

兵庫県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成27年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
神戸市淡河土地改良区	地域開発関連整備事業	神田地区	平成27年4月28日

兵庫県告示第463号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成27年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 宍粟市波賀町戸倉字宮ノ向165の2から165の4まで、165の6、165の31、165の89、165の90、165の94から165の97まで
- 2 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 作業種類

ア 公共測量（4級基準点測量（新設93点））

イ 公共測量（4級基準点測量（新設15点））

(2) 作業期間

平成27年2月18日から同年3月31日まで

(3) 作業地域

ア 西宮市段上町2丁目及び3丁目

イ 西宮市上太市3丁目

2 (1) 作業種類

ア 公共測量（3級基準点測量 No. 791（20A99再設置））

イ 公共測量（4級基準点（No. 0791-001～003 新設3点））

(2) 作業期間

平成27年2月23日から同年5月8日まで

(3) 作業地域

西宮市大社町ほか

3 (1) 作業種類

公共測量（3級基準点測量 No. 787（10C08再設置））

(2) 作業期間

平成27年2月26日から同年3月31日まで

(3) 作業地域

西宮市樋之池町10



兵庫県告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成27年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3. 4. 553号 広畑幹線

3. 4. 556号 鹿谷田線

3 事業施行期間

平成27年 5月26日から平成34年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

姫路市広畑区清水町二丁目、広畑区清水町三丁目、広畑区本町三丁目、広畑区本町五丁目、飾磨区英賀宮台、飾磨区英賀宮町二丁目、飾磨区英賀西町二丁目地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第466号

平成 9 年兵庫県告示第194号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中大願寺の項を次のように改める。

大 願 寺	佐 用 郡	佐 用 町	佐 用	蛇 ノ 尾	3501番の一部、3512番2の一部、3513番1の一部、3518番の一部、3519番1の一部、3519番2の一部、3520番2の一部、3520番3の一部、3520番41から3520番43までの各一部、3527番2の一部、3527番4の一部、3528番の一部、3534番1から3534番3までの各一部、3512番2地先の道路敷の一部、3520番3から3527番4に至る地先の水路敷の一部
-------	-------	-------	-----	-------	---



兵庫県告示第467号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成27年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27中播位置 0001号	27. 5. 13	宍粟市山崎町中宇蔵ノ本383番1の一部、390番の一部、392番2の一部、392番5の一部、392番6、392番6地先水路里道	4.00	48.24

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人やんちゃんこ
  - イ 代表者の氏名 濱 田 英 世
  - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南塚口町2丁目4番23号 アラカサビル 3階
  - エ 定款に記載された目的  
この法人は、子どもやその保護者、高齢者などに対して、子育て支援や居場所づくりに関する事業を行い、健やかな子どもの育ちや暮らしやすい地域社会の創造に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人ARRIBA
  - イ 代表者の氏名 茶 木 勇
  - ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市御所の前町2番5号
  - エ 定款に記載された目的  
この法人は、広くスポーツに関心のある一般市民に対して、サッカークラブの企画・運営に関する事業、スポーツに関連するイベント等の開催・支援に関する事業、スポーツを通じた交流に関する事業を行い、一般市民の健康・福祉の増進や交流の促進、地域の振興や青少年の健全育成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 NPO法人日本観光ネットワーク
  - イ 代表者の氏名 太 田 伸 吾
  - ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市桜町10番11号
  - エ 定款に記載された目的  
この法人は、IT技術を活用し、地域の観光情報を国内外に発信すると共に、地域に埋もれた観光資源を掘り起こし、育成することで、外国人による訪日旅行（インバウンド）者を取り込み、日本の観光事業を盛り上げ、地域活性化を図り、より良い社会の形成に寄与する事を目的とする。
- 4 (1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人空家・空地管理サポートセンター
  - イ 代表者の氏名 藤 岡 博
  - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市今津曙町2番20号
  - エ 定款に記載された目的  
この法人は、広く地域住民を対象に、空家・空地の維持管理、調査、情報収集等を行うことにより、「放置空き家」問題の解消を目指し、また、空家・空地と密接に関係する相続問題の相談等を行うことにより、全ての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 5 (1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人アクティブ・ラーニング・アソシエーション
  - イ 代表者の氏名 河 口 紅
  - ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市大槻町7番2—301号
  - エ 定款に記載された目的  
この法人は、アクティブラーニングの手法を用いた自己肯定感を高める教育の研究と実践を通し、アクティブラーニングの教育現場での普及とアクティブラーニングを普及、推進するための教育者の育成、アクティブラーニングを活用した人材育成をおこなうことで、市民が生涯を通し学び続けることができる社会の実現に寄与する事を目的とする。
- 6 (1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人めぐみコミュニティ

イ 代表者の氏名 大 橋 謙 一

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市武庫之荘6丁目8番25号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がい者、未就園児から児童、またこの人たちの家族に対して、福祉、医療、教育、芸術、スポーツ、社会教育などに関する事業をキリストの隣人愛の精神に基づいて行い、生活支援と人間関係力の向上とに寄与することを目的とする。また、国内外を問わず、各種災害時には、キリストの隣人愛の精神に賛同するボランティアスタッフを募り、被災地復興の支援活動に従事することによって、生活支援をすることを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成27年4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人但馬自然史研究所

イ 代表者の氏名 本 庄 四 郎

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市竹野町竹野1500番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は但馬を主とする兵庫県の自然環境に関心のある者に対して、生物の調査研究や環境の保全活動、子どもの健全育成を念頭に置いた環境体験教育に関する事業等を行い、但馬を主とする兵庫県の豊かな自然を次世代に残すことを目指しながら地域活性化に貢献することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成27年4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路ハーネスの会

イ 代表者の氏名 前 川 重 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市上手野320番地8

エ 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害者のために、盲導犬の育成支援と生活するあらゆる場所に、視覚障害者と身体障害者補助犬が自由に入っていける開かれた社会になるように広報活動を行い、同時に障害者と健常者が支えあい助け合いながら、住み慣れた地域の福祉の増進と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成27年4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人茶遊

イ 代表者の氏名 田 村 千 夏

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市御園町54番 カーム尼崎103号

エ 定款に記載された目的

この法人は、様々な年齢層の方々に対して、茶を介した語り合う場を確保することによりコミュニティを形成する多様な事業を行い、世代間、地域間の人的交流及び心豊かに過ごすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成27年4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西播磨スポーツアカデミー

イ 代表者の氏名 榎 根 崇

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市誉田町福田338番地1 リブサニーC203

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、健全な心身の育成を目的としたスポーツクラブの設置・運営に関する事業、スポーツ関連施設の管理・運営及びその支援に関する事業を行い、スポーツの振興と健全な心身の育成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成27年4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人NGO GOODEARTH

イ 代表者の氏名 藤 原 宏 宣

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市高司4丁目1番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本国内及び国外において、貧困にあえぐ国・地域や自治体の住民に対し、当該国や地域・自治体・事業者・民間団体と連携協働しながら、現地の人々と共にそれぞれの環境や事情に則した事業を行うことにより、貧困の克服、人材育成や雇用創出、永続的に自立できるよう支援すること、及び、現地に職業訓練校や学校などを設立することにより、女性の地位向上や生活基盤の確立、子どもたちの健全育成を行い、国や地域、自治体全体にわたる社会教育の推進、社会的環境の向上及び形成に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人グリーンパートナー f. t. n

イ 代表者の氏名 二 口 力

ウ 主たる事務所の所在地 三田市けやき台4丁目15番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、けやき台地区及び近隣市町村に対して、第4条、第5条に関する事業を行い、地域住民、市民の暮らしに寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人いたみタウンセンター

イ 代表者の氏名 村 上 有紀子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市宮ノ前二丁目2番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、中心市街地活性化法に基づき、中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進する事業を行うことにより、魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まどか

イ 代表者の氏名 芝 本 龍 一

ウ 主たる事務所の所在地 明石市西明石北町1丁目16番23号 ハイッセラ103号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者及び地域住民に対して、家庭的な雰囲気の中で、介護保険法・障害者自立支援法に基づく事業、生活支援・相談助言及び交流促進に関する事業を行い、互いに生きがいのある生活を実現することにより、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成27年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人CLUB HOUSE

イ 代表者の氏名 崎 谷 健

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市白鳥台2丁目1番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県の総合型地域スポーツクラブ事業「スポーツクラブ21ひょうご」を始めとするスポーツ・文化団体に対して、各種活動の情報発信に関する事業を行い、県民自らが自発的なスポーツ・

文化活動を選択していく活発的な街づくりの構築に寄与することを目的とする。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ハローズ夢前台店  
 所在地 姫路市上手野字又十郎新開309番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 氏名 株式会社ハローズ  
 住所 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号  
 代表者の氏名 佐藤利行
- 3 変更事項  
 荷さばき施設の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- 4 変更年月日  
 平成27年 5月1日
- 5 届出年月日  
 平成27年 4月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
 平成27年 5月26日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成27年 9月28日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 小野市匠台72番1、72番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 小野市復井町1741番地  
 医療法人社団薫楓会 理事長 天野浩嗣
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成26年 2月18日



兵庫県指令北播（加土）（建）第1－19号（25小野）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
養父市八鹿町朝倉字上台1261番1、1262番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
養父市八鹿町八鹿1395番地  
社会福祉法人太陽福祉会 理事長 太田垣 伸 夫
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年 9月 6日  
兵庫県指令但馬（豊土）（建2）第1－1号（25養父）

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第165号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成27年4月27日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成27年 5月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 塚 本 哲 夫

委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
井 上 敏 和	神戸西警察署 (078) 992-0110	神戸西警察署の管轄区域
檜 木 善 隆		